

中央第一地区まちづくり事業について

—後退用地（道路拡幅部分）の買取りについて—

—後退用地にある老朽建築物等の除却に対する補助について—



令和6年12月版

【問い合わせ先】

蕨市都市整備部まちづくり課

住所 蕨市中央5-14-15 本庁舎 3階

電話 048(433)7714

f a x 048(431)6789

e-mail : mati@city.warabi.saitama.jp

◆ 中央第一地区まちづくり事業について

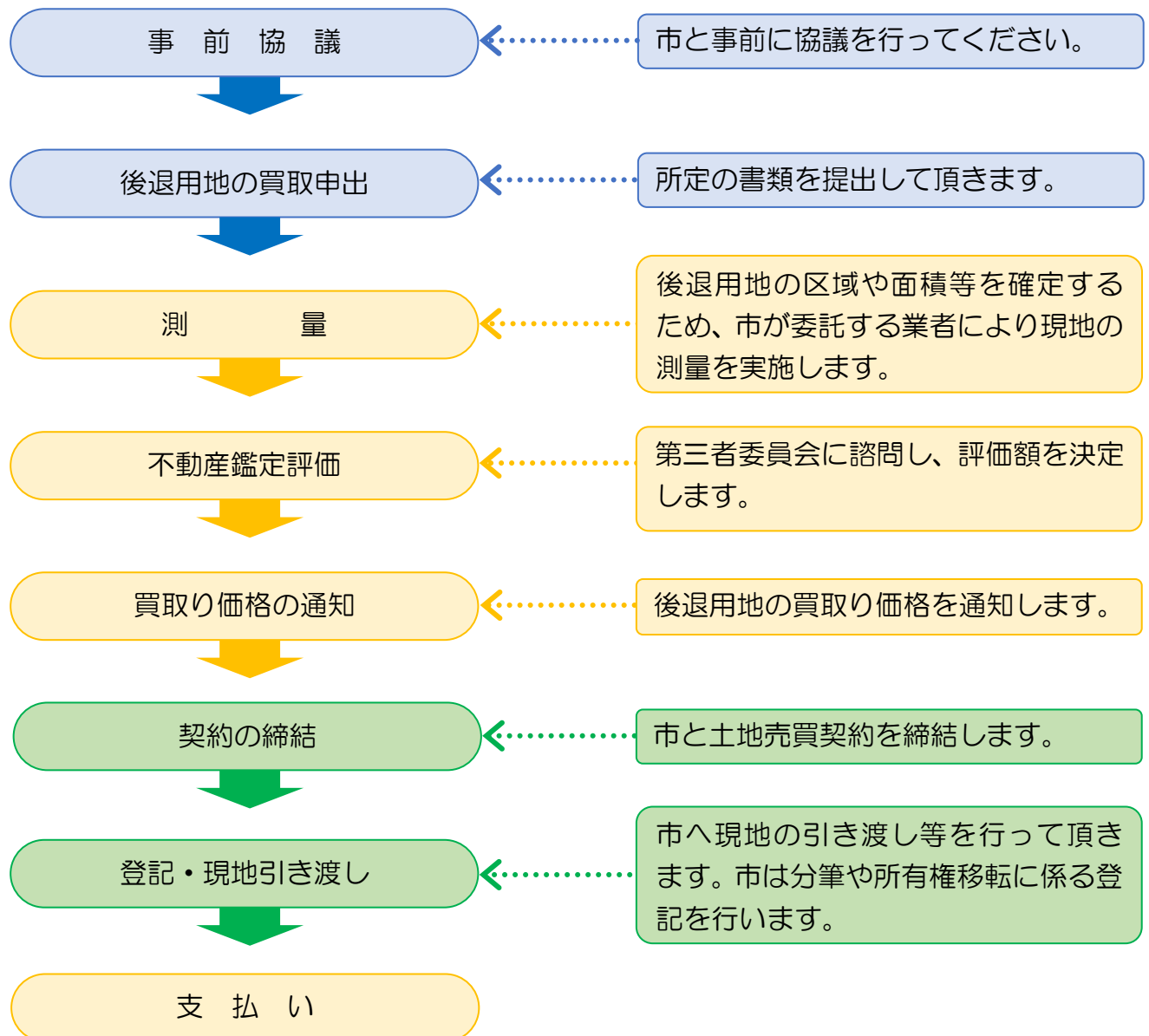
中央第一地区まちづくり事業では、防災性の向上及び良好な商業・住環境の形成を図るため、道路や公園等の整備を進めています。

道路の拡幅整備にあたっては、対象権利者の建替えに合わせて、後退用地（道路拡幅部分）を取得し、整備を行っていきませんが、促進効果を図るため、後退用地に老朽建築物等がある場合には、令和 11 年度までに限り、その除却に係る工事費を市が補助^{※1}していきます。（上限あり）

※1：解体工事費、市の積算または上限額（令和6年の場合 木造 32,000 円/m²：住宅局 標準建設費等より）のうち、一番低い額が補助金となります。

（1）後退用地（道路拡幅部分）の買取りについて

後退用地の買取りに係る手続の流れは、以下のとおりです。



※買取申出の時期等にもよりますが、手続には1年程度の期間を要します。

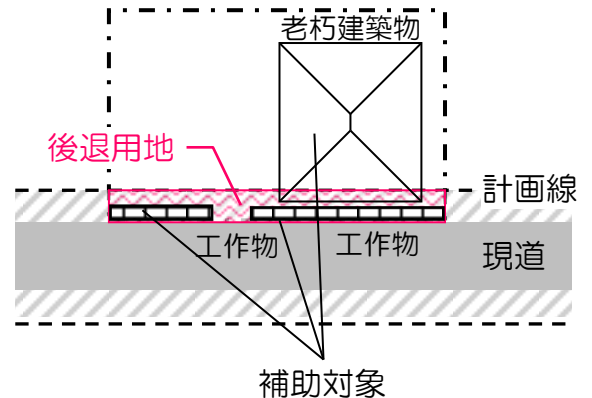
(2) 後退用地にある老朽建築物等の除却に対する補助について

後退用地の買取りにあたり、その部分に老朽建築物^{※1}や工作物^{※2}がある場合には除却に係る工事費を市が補助していきます。(令和12年3月31日までに工事に係る請求を終えたもの。)

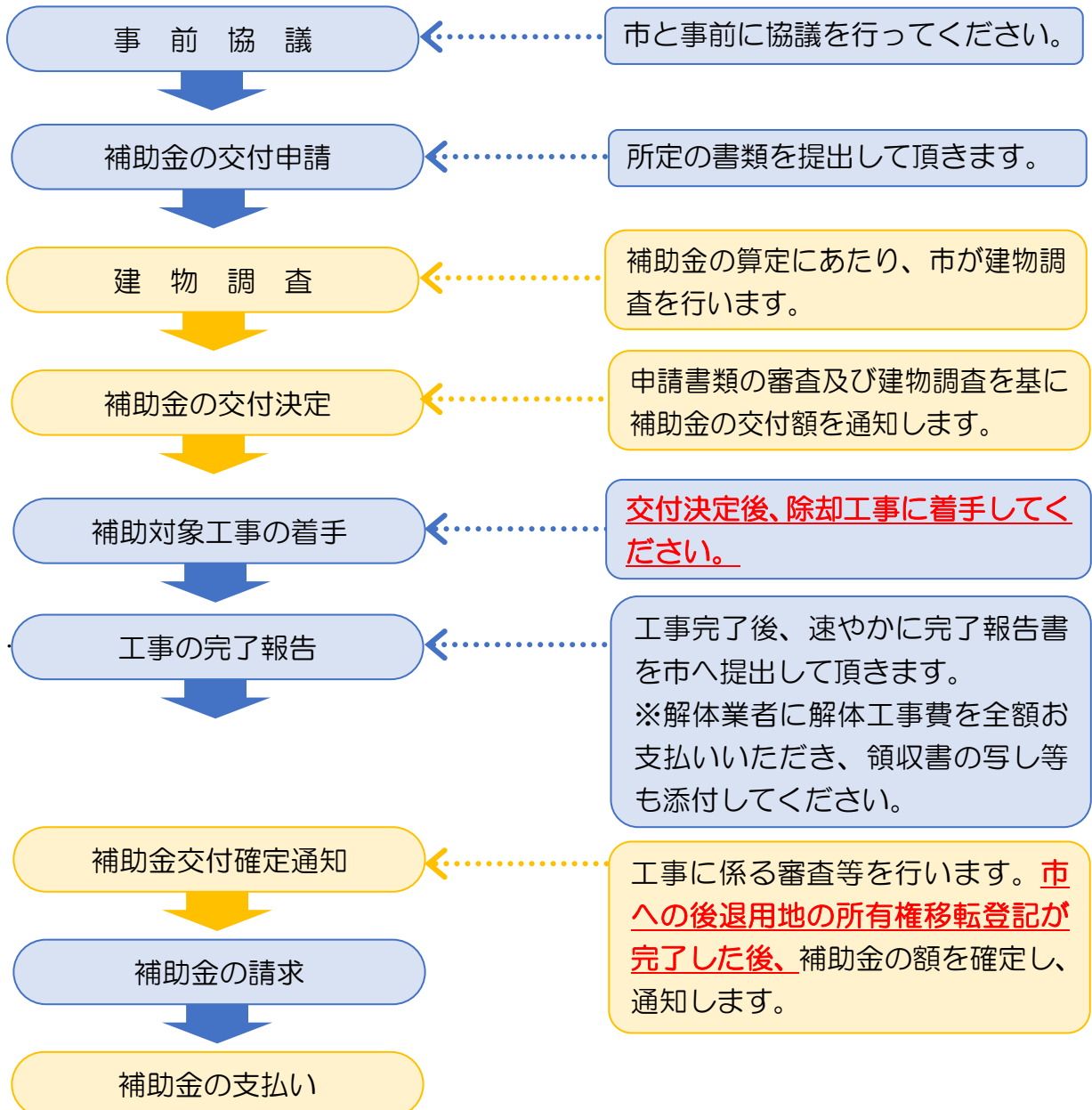
※1：老朽建築物とは、耐用年限の3分の2を経過している建築物をいいます。

構造	耐用年限	耐用年限の3分の2
鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	47年	32年
鉄骨造	19年から34年	13年から23年
木造	22年	15年

※2：工作物とは、門や塀等をいいます。



補助金を受けるまでの流れは、以下のとおりです。



※手続には時間がかかりますので早めに市へご相談し、余裕をもって計画してください。

(3) 計画図

